

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数 が利用定員 を超える場 合	配置すべき 従業員(世 帯発達支援 管理者(注 5を除く)の員 数が基準に 満たない場 合(1日に つき)	児童発達支 援指導員等 の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価結 果未公表減 算	支援プログ ラム未公表 減算 注 令和7年 4月1日より 適用	身体拘束保 未実施減算	虐待防止訓 習未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	情報公表実 績未公表減 算	中核機能 強化事業 所減算	児童指導員 等の加配加 算(注6あり)	専門的支援 体制制加 算(1日に つき)	常勤職員 加配加算 (1日に つき)	共生サー ビス体制強 化加算			
イ 障害児(重症心身障害児を除く)	(一)医療的ケア児(32日以上)の場合	(a)定員10人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,591単位)																
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,627単位)																
			区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(2,683単位)																
		(b)定員11人以上20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,399単位)																
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,423単位)																
			区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(2,461単位)																
	(c)定員21人以上	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,304単位)																	
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,322単位)																	
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(2,381単位)																	
	ロ 医療的ケア児(16日以上)の場合	(a)定員10人以下	(a)定員10人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(1,583単位)															
				区分2(1時間30分超3時間以下)	(1,618単位)															
				区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(1,674単位)															
(b)定員11人以上20人以下			区分1(30分以上1時間30分以下)	(1,391単位)																
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(1,414単位)																
			区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(1,452単位)																
(c)定員21人以上		区分1(30分以上1時間30分以下)	(1,298単位)																	
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(1,313単位)																	
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(1,352単位)																	
(三)医療的ケア児(3日以上)の場合		(a)定員10人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(1,247単位)	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	4時間未満 ×70/100	4時間以上6時間未満 ×85/100												
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(1,282単位)																
			区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(1,339単位)																
	(b)定員11人以上20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(1,055単位)																	
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(1,078単位)																	
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(1,116単位)																	
(c)定員21人以上	区分1(30分以上1時間30分以下)	(960単位)																		
	区分2(1時間30分超3時間以下)	(977単位)																		
	区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(1,016単位)																		
(四)(一)から(三)以外の場合	(a)定員10人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(574単位)																	
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(609単位)																	
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(666単位)																	
	(b)定員11人以上20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(382単位)																	
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(406単位)																	
		区分3(3時間超5時間以下) ※ 学校休業日のみ	(443単位)																	

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数が 定員を 超える場合	配置すべき は実家や 定員数を超えない場合 (1日につき)	児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価積 算率等公費 減算	支援プロゲ ラム未実施 減算 注 令和7年 4月1日より 適用	身体拘束 防止未実施 減算	虐待防止 要未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	情報公表未 報告減算	申請書類未 提出減算	児童福祉法 施行令第1 11条に基づ き	児童福祉法 施行令第1 11条に基づ き	児童福祉法 施行令第1 11条に基づ き	児童福祉法 施行令第1 11条に基づ き
	(c) 定員21人以上	区分1(30分以上1 時間30分以下) (287単位)											75	(1) 実働専従 経験5年以上 +38単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +30単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +48単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +40単位 (5) その他の従 業員を配置 +180単位	49		
口(1) 重症心身障害 児に授業終了後に行 う場合	(一) 定員が5人以上7人以下の場合	(1,771単位)			減算が適用 される日から 2月まで ×70/100	3月以上連 続して減算 の場合 ×50/100						×95/100	定員5人の場 合 +374単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +38単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +30単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +48単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +40単位 (5) その他の従 業員を配置 +180単位	247	定員5人の場 合 +374単位 イ 400単位 ロ 800単位		
	(二) 定員8人以上10人以下の場合	(1,118単位)										×95/100	定員6人の場 合 +312単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +32単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +24単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +32単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +17単位 (5) その他の従 業員を配置 +150単位	206	定員6人の場 合 +312単位 イ 333単位 ロ 666単位		
													×95/100	定員7人の場 合 +297単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +37単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +28単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +47単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +15単位 (5) その他の従 業員を配置 +129単位	176	定員7人の場 合 +297単位 イ 286単位 ロ 572単位	
													×95/100	定員8人の場 合 +234単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +24単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +18単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +34単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +15単位 (5) その他の従 業員を配置 +113単位	154	定員8人の場 合 +234単位 イ 250単位 ロ 500単位	
														定員8人の場 合 +206単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +30単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +17単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +33単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +18単位 (5) その他の従 業員を配置 +108単位	137	定員8人の場 合 +206単位 イ 222単位 ロ 444単位	
														定員10人の場 合 +187単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +18単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +14単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +24単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +10単位 (5) その他の従 業員を配置 +90単位	123	定員10人の場 合 +187単位 イ 200単位 ロ 400単位	
口(2) 重症心身障害 児に休業日に行う場 合	(三) 定員11人以上の場合	(692単位)											126	(1) 実働専従 経験5年以上 +22単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +16単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +32単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +22単位 (5) その他の従 業員を配置 +92単位	62	イ 133単位 ロ 266単位	
	(一) 定員が5人以上7人以下の場合	(2,056単位)											定員5人の場 合 +374単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +38単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +30単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +48単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +40単位 (5) その他の従 業員を配置 +180単位	247	定員5人の場 合 +374単位 イ 400単位 ロ 800単位		
													定員6人の場 合 +312単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +32単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +24単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +32単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +17単位 (5) その他の従 業員を配置 +150単位	206	定員6人の場 合 +312単位 イ 333単位 ロ 666単位		
													定員7人の場 合 +297単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +37単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +28単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +47単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +15単位 (5) その他の従 業員を配置 +129単位	176	定員7人の場 合 +297単位 イ 286単位 ロ 572単位		
														定員8人の場 合 +234単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +24単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +18単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +34単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +15単位 (5) その他の従 業員を配置 +113単位	154	定員8人の場 合 +234単位 イ 250単位 ロ 500単位	
														定員8人の場 合 +206単位 (1) 実働専従 経験5年以上 +30単位 (2) 実働専従 経験5年未満 +17単位 (3) 実働専従 経験5年以上 +33単位 (4) 実働専従 経験5年未満 +18単位 (5) その他の従 業員を配置 +108単位	137	定員8人の場 合 +206単位 イ 222単位 ロ 444単位	

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	(二)定員8人以上10人以下の場合 (1,299単位)																	
	(三)定員11人以上の場合 (817単位)																	
ハ 共生型放課後等デイサービス給付費	①)授業終了後に行う場合 (430単位)																	
	②)休業日に行う場合 (507単位)																	
ニ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)																	
	①)授業終了後に行う場合 (534単位)																	
	②)休業日に行う場合 (602単位)																	
	(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)																	
	①)授業終了後に行う場合 (430単位)																	
	②)休業日に行う場合 (507単位)																	
家族支援加算(Ⅰ)(月4回を限度)	イ 自宅を訪問(1時間以上) (1回につき300単位を加算)																	
	ロ 自宅を訪問(1時間未満) (1回につき200単位を加算)																	
	ハ 事業所等で対面 (1回につき100単位を加算)																	
	ニ オンライン (1回につき80単位を加算)																	
家族支援加算(Ⅱ)(月4回を限度)	イ 事業所等で対面 (1回につき80単位を加算)																	
	ロ オンライン (1回につき60単位を加算)																	
子育てサポート加算(月4回を限度)	(1回につき80単位を加算)																	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)																	
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)																	
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)																	
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)																	
欠席時対応加算(Ⅰ)(月4回を限度)	※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が60%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)																	
専門的支援実施加算(原則月2回を限度)	(1日につき150単位を加算)																	
強度行動障害児支援加算	イ 強度行動障害児支援加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算)																	
	ロ 強度行動障害児支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)																	
集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1000単位を加算)																	
人工内耳装用児支援加算	(1日につき150単位を加算)																	
視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	(1日につき100単位を加算)																	
個別サポート加算(Ⅰ)	イ ケアニーズの高い障害児に支援を行った場合 (1日につき90単位を加算)																	
	ロ 著しく重度の障害児に支援を行った場合 (1日につき120単位を加算)																	
個別サポート加算(Ⅱ)	(1日につき150単位を加算)																	
個別サポート加算(Ⅲ)	(1日につき70単位を加算)																	
入浴支援加算(月8回を限度)	(1回につき70単位を加算)																	

注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度

注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +500単位

注 一定の要件を満たす場合 +30単位

イ 児童福祉司  
又は児童福祉司  
の配置  
+181単位  
ロ 児童福祉司  
の配置  
+103単位  
ハ 児童福祉司  
又は児童福祉司  
の配置  
+78単位

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		利用者の数 が指定 利用者を 超える場 合	配置すべき 従事者(理 療士等)の 数が不足 している場 合(1日に つき)	児童発達支 援事業従事 者の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価額 等非公算 減算	支援プログ ラム未実施 減算 注 令和7年 4月1日より 適用	身体拘束医 止未実施減 算	虐待防止指 導未実施減 算	業務継続計 画未実施減 算	情報公表未 実施減算	中核機能強 化事業所加 算	児童指導員等 加算(1日に つき)	専門的支援 体制加算 (1日に つき)	養護職員 加算(1日に つき)	共生型サ ービス体制 強化加算	
自立サポート加算(月2回を限度)		(1回につき100単位を加算)		注 高校2年生・3年生のみ対象														
通所自立支援加算		(1回につき60単位を加算)		注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内														
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)		注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合														
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)		注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合														
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)		注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合														
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人	(1日につき900単位を加算)		注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合													
		(2) 利用者が2人	(1日につき500単位を加算)															
		(3) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)															
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1) 利用者が1人	(1日につき1,600単位を加算)		注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合													
		(2) 利用者が2人	(1日につき960単位を加算)															
(3) 利用者が3人以上8人以下		(1日につき800単位を加算)																
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)																	
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき250単位を加算)																	
送迎加算	イ 障害児(主として重症心身障害児の場合を除く)の場合 (片道につき54単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +40単位																
		注2 一定の条件を満たす場合 +80単位																
		注3 同一敷地内の場合 ×70/100																
		注 同一敷地内の場合 ×70/100																
延長支援加算	指定放課後等サービス(主として重症心身障害児等)の場合	イ 障害児(重症心身障害児、医療的ケアが必要な場合)	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき61単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の割合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能													
		ロ 重症心身障害児又は医療的ケアが必要な場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき128単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の割合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能													
		ハ 重症心身障害児の場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき61単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の割合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能													
		イ 障害児(重症心身障害児、医療的ケアが必要な場合)	(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の割合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能													
		ロ 重症心身障害児又は医療的ケアが必要な場合	(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の割合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能													
		ハ 重症心身障害児の場合	(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき123単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の割合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能													
	共生型・基準該当の場合	イ 障害児(重症心身障害児、医療的ケアが必要な場合)	(1) 1時間未満	(1日につき61単位を加算)	注 主として重症心身障害児が利用する場合、共生型、基準該当については、運営規程に定める営業時間8時間以上であり、営業時間の前後において延長支援を行った場合に、延長支援に要した時間に応じて算定													
			(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)														
			(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)														
		ロ 重症心身障害児又は医療的ケアが必要な場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)														
			(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)														
			(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)														
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)																
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)																
	ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)																
	ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)																
事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)																
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)																
入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度																		
保育・教育等移行支援加算		(1回につき500単位を加算)																
共生型サービス医療的ケア児支援加算		(1日につき400単位を加算)																
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×134/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能														
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×131/1,000)																
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×121/1,000)																
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×98/1,000)																
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位×114/1,000)															
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位×111/1,000)															
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位×111/1,000)															
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位×108/1,000)															
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位×91/1,000)															
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位×88/1,000)															
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位×84/1,000)															
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位×101/1,000)															
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位×81/1,000)															
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位×64/1,000)															
	(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位×78/1,000)																
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位×61/1,000)																	
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位×71/1,000)																	
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位×51/1,000)																	

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×84/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×61/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×34/1,000)	利用者の数 が利用定員 を超える場 合 又 は 配置すべき 従業員(理 事兼支援 事務責任者 を除く)の員 数が基準に 満たない場 合(1日につ き)	定員超過支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価額 等非公表 減算	支援プログ ラム非公表 減算 注 令和7年 4月1日より 適用	身体拘束薬 止未実施減 算	虐待防止指 導未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	関係公表未 報告減算	中核職能 強化事業 所加算	児童指導員等 処遇加算 (1日につき)	専門的支 援体制加 算(1日につ き)	介護職員 処遇加算 (1日につ き)	共生サー クル化加算
福祉・介護職員等特 定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×13/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×10/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能														
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 十所定単位×20/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能														